

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券の評価は、その他有価証券のうち、時価のあるものについては期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法によっている。
- (2) 棚卸資産の評価は、移動平均法による原価法によっている。
- (3) 有形固定資産の減価償却は定率法によっている。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっている。
- (4) 貸倒引当金については、債権の貸倒による損失に備えるため、法人税法に定める繰入限度相当額を計上しているほか、債権の回収可能性を個別に検討して計上している。
- (5) 退職給付引当金については、従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務及び中小企業退職金共済積立額の見込額に基づき、当期末に発生していると認められる額を計上している。
- (6) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上している。
- (7) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (8) 消費税の会計処理は税抜方式によっている。
- (9) 税効果会計処理については、税制改正により変更された実効税率による。